

## (仮称)犬山市地域公共交通運賃料金協議会の設置について

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)により、地域公共交通会議の整理が必要です。

- ◆これまで地域公共交通会議で協議を行っていた事項のうち、運賃・料金に関する事項については、別の会議体にて協議することとなります。  
(独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないようにするため。)
- ◆運賃・料金を協議するための会議体の構成員は原則4者です。
- ◆運賃・料金に関すること以外の事項については、引き続き地域公共交通会議にて協議します。



### 【条例・規則の整備】

令和6年度6月定例議会にて、制定・改正を予定しています。

<制定>

- ・犬山市地域公共交通運賃料金協議会規則

<改正>

- ・犬山市附属機関設置条例
- ・犬山市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・犬山市地域公共交通会議規則

## (参考)

# 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)

## 第9条 略

### 1~3 略

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

### 6~7 略

地域公共交通会議とは別で協議会を設置します。  
構成員は4者です。

公聴会の開催等が義務付けされます。  
※公聴会、パブリックコメント、広報掲載などで広く意見を求めます。